

大和市デジタル戦略推進アドバイザー設置規則をここに公布する。

令和3年3月1日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第5号

### 大和市デジタル戦略推進アドバイザー設置規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、本市がデジタル技術を活用した行政サービスの向上及び働き方の見直しを推し進めていくことに対し、専門的な知識経験に基づく助言を得ることを目的として、大和市デジタル戦略推進アドバイザーを設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 本市に大和市デジタル戦略推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を設置する。

#### (委嘱)

第3条 アドバイザーは、情報通信技術（ICT）、デジタルトランスフォーメーション（DX）等のデジタル技術の活用に関し専門的な知識及び経験を有し、かつ、第7条に規定する職務を遂行するために必要な熱意を有する者のうちから、市長が委嘱する。

#### (任期)

第4条 アドバイザーの任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中で委嘱された場合の任期は、当該年度の3月末日までとする。

#### (解嘱及び辞任)

第5条 市長は、アドバイザーが次の各号のいずれかに該当するときは、当該アドバイザーを解嘱することができる。

- (1) 第8条の規定に違反したとき。
- (2) 勤務態度が不良であるとき。
- (3) 心身の故障により職務の遂行に支障があると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、その職務に必要な適格性を欠くとき。

2 アドバイザーは、心身の故障その他の事情により辞任しようとするときは、その辞任しようとする日の30日前までに市長に申し出て、その承認を得なければならない。

#### (職務の遂行)

第6条 アドバイザーは、自らの専門的な知識経験又は識見に基づき、市長からの要請に応じ、その職務を遂行する。

(職務)

第7条 アドバイザーの職務は、次のとおりとする。

- (1) 本市の実情を踏まえたデジタル化推進に関すること。
- (2) 社会情勢や国の動向を踏まえた本市のデジタルトランスフォーメーション推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(服務等)

第8条 アドバイザーは、関係法令を遵守し、その職務を適切に遂行しなければならない。

2 アドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬及び費用弁償)

第9条 アドバイザーの報酬及び費用弁償は、大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年大和市条例第9号）及び大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の定めるところによる。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 アドバイザーの募集その他この規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行の日前に行うことができる。

(大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部改正)

3 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を次のように改正する。

別表中第16号を第17号とし、第2号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同表第1号中「円」を削り、同号を同表第2号とし、同表に第1号として次の1号を加える。

1	デジタル戦略推進アドバイザー	日額	円 30,000
---	----------------	----	-------------